

2018年10月16日

市長・町長 様

兵庫県地域人権運動連合

議長 前田 泰義

「部落差別の解消の推進に関する法律」については、附帯決議の遵守を徹底して、部落(差別) 問題解決の障害になる地方行政は断じて行わないよう求める (要請書)

要請事項

- 1 「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消法」)については、参議院法務委員会の質疑を参考にして附帯決議を遵守徹底されること。
- 2 公正・公平・中立を旨とする地方自治公務の執行に当たり、民間運動団体等の意向に沿って、新たな差別を生み出す「実態調査」や、憲法の原則に反する「人権意識調査」などは行わないこと。また、現在実施されている「人権相談」で充分であり、部落問題に特化した「相談体制の強化」などは行わないこと。
- 3 「部落差別解消法」を具体化する条例制定は行わないこと。
- 4 従来の「同和行政・教育」を漫然と継続する施策及びその予算計上は行わないこと。

要請の理由

1, 全国人権連は、時代錯誤の「部落差別解消法」に強く反対

全国地域人権運動総連合(全国人権連)は、2016年12月16日に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」について、今日の日本社会では社会問題としての部落問題は基本的に解決に至ったとの立場から参議院法務委員会の関係団体参考人質疑に立ち、これ以上の「同和特別施策の推進は部落問題解決にとって障害になる」として強く反対して陳述しました。

総務省地域改善対策室は2002年3月に33年間にわたって実施してきた同和特別対策を終了する理由について、自らまとめた「同和行政史」に次のように記述しました。

- ①国、地方公共団体等の長年の取組によって、同和地区を取り巻く状況は大きく変化した。全体的に、同和地区と周辺地域との格差はみられなくなっている。
- ②このように同和地区が大きく変化した状況で特別対策をなお継続していくことは、同和問題の解決に必ずしも有効とは考えられない。行政施策は本来、全国民に受益が及ぶよう講じられるべきものであり、国民の一部を対象とする特別施策はあくまで例外的なもの。
- ③経済成長に伴う産業構造の変化、都市化等によって大きな人口移動の状況下では、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を継続することは実務上困難になっている。

との3点をあげて施策終了の理由を説明しました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」は、立法事実がなく、無定見な議員立法と言わなければなりません。この法律では、「部落差別」についての定義をしないまま、調査と施策の実施、教育・啓発の推進と相談体制の整備などを求めています。これでは、部落問題解決の歴史を逆流させ、いたずらに部落問題解決に混乱と障害を持ち込むだけです。

法律の運用を誤れば、

- ① 部落解放同盟(以下「解同」)などの無法で私的制裁そのものである「差別糾弾闘争」が合法化され、特権と同和対策の維持・復活になりかねません。
- ②「差別探し」のための実態調査は部落の固定化や旧身分の洗い出しという人権侵害にならざるを得ず、行政が人為的に差別の垣根をつくりいつまでも残すこととなります。
- ③「教育・啓発」と称して国民を「差別者」扱いして国民の内心に介入し、思想信条の抑圧を野放しにする危険が避けられません。

部落問題は、封建的身分制度の残滓、のこりものを取り除くことで解決できる問題です。憲法の下、社会構造が近代的民主的に変革され、民主主義の前進をはかる国民の不断の努力を背景に、経済が高度成長し、特別対策が実施され、問題解決に向かって大きく前進しました。

そして今日、国民の多くが日常生活で部落問題に直面することがほとんどなくなり、若い世代では部落問題は過去の問題となりつつあります。

このような時代に、「部落差別」を法律名に冠する恒久法など無用の長物です。

2. 参議院附帯決議は「法律」の不備を危惧し補正をめざすもの

人権連などの「慎重審議」や「廃案」を求める国会要請が急速に広がる中、参議院法務委員会では関係運動3団体(人権連、解同、自由同和会)と法曹界代表の参考人質疑が実現しました。

全国人権連新井直樹事務局長と法曹界参考人の石川元也弁護士は、「確認・糾弾に法的なお墨付きを与えかねない」「同和特権を復活させ、同和利権を再来させ、問題解決を未来永劫に先送りするもの」と法律案の矛盾点や問題点を厳しく指摘しました。

解同本部西島藤彦書記長は、具体的事実を示さないまま部落差別の厳しさを強調しました。

自由同和会推薦の灘本昌久参考人は、「日本は(部落差別を)うまく無くしてきている。部落解放

同盟本部の現状認識は差別の過大評価」と指摘しました。

このような議論の末、法律案は賛成多数で採択されましたが、異例ともいえる3項目の附帯決議がつきました。

附帯決議は3項目。

第1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

第2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

第3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に慎重に検討すること。
と厳しい注文をつけました。

附帯決議が指摘する「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等」とは、1974年11月の兵庫県立八鹿高校教員への集団暴力事件、1970年代以降20年以上にわたって広島県内で発生した校長など教育関係者16人以上の自殺事件、1977年2月の福岡県の三菱鉱業セメント荻田工場副場長の自殺事件、1992年7月の大分県三重高校の校長自殺事件、1993年10月の福岡県小郡市の市立小郡中学校校長自殺事件、1999年12月には三重県立松阪商業高校校長自殺事件など、「解同」による「差別者」に対する徹底糾弾の蛮行を差します。

この糾弾行為の結果、市民や行政、企業、議員などに「同和は怖い問題」「避けたほうがよい」という意識を発生させ、同和問題に対する新たな差別意識をうみだしました。そして、「同和は厄介だ」という空気の中でエセ同和行為、同和利権行為が横行しました。

3. 子どもたちに「部落民宣言」をさせることは許されない

附帯決議は、「教育と啓発、実態調査の実施」について、それを実施することによって「新たな差別を生むことがない」よう厳しい注文をつけています。そして、「世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえる」よう適正かつ丁寧な運用を求めています。

部落問題のなかで最も困難な問題と言われてきた「結婚問題」について、結婚適齢期の若年層の8割から9割以上が「こだわり」を持っておらず、行政等による誤った啓発により、一部例外的に旧身分や地域を問題にするケースがあっても、周りの関係者の説得や骨折りで解決しています。このように「部落差別は時代遅れ」とする環境が地域でも職場でもでき上がっています。

参議院法務委員会の参考人質疑の中で、西島解同本部書記長は教育・啓発問題について「私た

ちの運動は、教育に始まり教育に終わる、そこに尽きるというふうに思うんですね。・・特措法が終わった以後の状況を見ていますと、どんどん同和問題が希薄化しながら、いわゆる教育で語られなくなり・・。そういう意味では、もう一度、原点の教育のところでしっかり学習しながら、・・自分が(部落)出身と高らかに名のれるような社会を我々としては目指していきたい」と臆面もなく陳述しました。

児童生徒たちに「部落民宣言」をさせることは、まさに「新しい差別をうみだす」ことです。そして、子どもたちの心に「部落」対「非部落」という偏向を長く将来にわたって植え付けるものであり、決して許されません。

4, 法案提案者が「旧対象地区・住民を対象にした実態調査は行う必要性も可能性もない」と説明

参議院法務委員会の質疑(2016年12月1日)で日本共産党の仁比聡平議員が、2011年の全国隣保館協議会の実態調査の強行を例にあげて、法律6条の実態調査のあり方を提案者に質問しました。法案提案者の一人・若狭勝衆議院議員(当時)は「本法案は、あくまで、そうした対象となる個人とか地域、いわゆる旧同和地区を特定した上で、その中の個人とか地区等々について実態調査をするということは全く考えておりません。そういう懸念の下で私どもはこの法案を提案したわけではございません」と答弁。

仁比議員「・・旧対象地域の住民を抽出して行わないということがこの法案のどこに書いてあるのか教えてください」と質問。

若狭提案者は「委員ご懸念のような調査が行われるという必要性もなければ、その可能性、実態もないという前提で法案を作っております」と答弁。

このような質問と答弁が繰り返されました。

埼玉県では、解同県連が同和行政終結を実行した3市町を相手取って「終結」差止訴訟を起こしました。解同は「部落差別解消法」の成立を「追い風」にして同和行政の継続実施を求めましたが、最高裁判所は2018年3月、同和行政の終結の措置は行政の裁量の範疇であり「部落差別解消推進法」に反するものではない、ときっぱり判決しました。

この判決は、附帯決議の「地域社会の実情を広く踏まえ、新たな差別を生むことのないよう留意しながら、真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等を慎重に検討すること」という指摘を支持し、地方自治体の主体性を擁護しました。

兵庫人権連は、「部落差別解消推進法」が名称とは裏腹に「部落差別・部落問題の固定化・永久化」させる危険性をはらんだ法律であることを指摘し、附帯決議を遵守することの重要性を強調して標記4項目を要請するものです。